

表 最低賃金の金額（2025年2月1日～）

(単位：リンギ)

項目	月給	日給			時給
		1週間の営業日数			
		6日	5日	4日	
・ 従業員数5人以上の雇用主 ・ 従業員の数に関わらず、マレーシア標準職業分類（MASCO）で専門的活動（Professional Activity）に分類される雇用主	1,700	65.38	78.46	98.08	8.72
・ 従業員5人未満の雇用主（注）	1,500	57.69	69.23	86.54	7.21

（注） 2025年7月31日まで。8月1日からは月給1,700リンギを適用。

（出所） 2024年最低賃金令